

ふじみ野市びん沼サッカー場条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>(利用料金の免除)</p> <p>第9条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第11条 利用者がサッカー場の施設等を損傷し、汚損し、又は減失したときは、これを修理し、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 863 1111 1145"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>利用時間</th> <th>利用者区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1面</td> <td rowspan="3">6時間</td> <td>一般</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	単位	利用時間	利用者区分	金額	1面	6時間	一般	円		2,000	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）	600	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 指定管理者は、公用又は公共的事業その他特別の事由があると認めるときは、利用者の申請により利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第11条 利用者がサッカー場の施設等を損傷し、汚損し、又は減失したときは、これを修理し、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 863 2000 1007"> <thead> <tr> <th>利用単位</th> <th>利用者区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1面／6時間</td> <td>一般(高校生以上を含む。)</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	利用単位	利用者区分	利用料金	1面／6時間	一般(高校生以上を含む。)	2,000	小学生・中学生	600
単位	利用時間	利用者区分	金額																		
1面	6時間	一般	円																		
			2,000																		
		15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）	600																		
利用単位	利用者区分	利用料金																			
1面／6時間	一般(高校生以上を含む。)	2,000																			
	小学生・中学生	600																			
<p>備考</p> <p>1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。</p>	<p>備考</p> <p>1 上記利用者区分は、団体又は個人のいずれの利用にも適用し、一般と小学生又は中学生が混合して利用する場合は、上記利用料金の一般を適用する。</p>																				

2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のもが利用する場合の利用料金は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

2 小学生とは小学校又は特別支援学校の小学部(以下「小学校」という。)に、中学生とは中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に、高校生とは高等学校に在学するものをいう。

3 小学校就学の始期に達するまでの者のみの利用料金は、無料とする。

4 ふじみ野市、富士見市及び入間郡三芳町に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者又は当該者が構成員の一員となっている団体のうち、これらの者の数が過半数を超える団体以外のもが利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額の100分の200に相当する額とする。